

# 熊本市公報

## 第 1410 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号  
 熊本市総務局総務厚生課  
 発行日 毎月 15 日・末日

### 目 次

#### 規 則

○熊本市駐輪場条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 61 号）	1423
○熊本市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則（規則第 62 号）	1424
○熊本市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則（規則第 63 号）	1425
○熊本市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第 64 号）	1426
○熊本市会計規則の一部を改正する規則（規則第 65 号）	1427
○市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則（規則第 66 号）	1428

#### 訓 令

○熊本市公印に関する訓令の一部を改正する訓令（訓令第 21 号）	1429
----------------------------------	------

#### 告 示

○放置自転車の移動及び保管（告示第 647 号）	1431
○平成 27 年度国民健康保険料納付通知書兼納付書の公示送達（告示第 648 号）	1432
○市道の区域変更（告示第 649 号）	1432
○市道の供用開始（告示第 650 号）	1432
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の廃止（告示第 652 号）	1432
○生活保護法による指定介護機関の変更（告示第 653 号）	1433
○生活保護法による指定介護機関の廃止（告示第 654 号）	1433
○生活保護法等による介護機関の指定（告示第 655 号）	1434
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 658 号）	1435
○介護保険法等による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 659 号）	1435
○介護保険法等による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 660 号）	1436
○介護保険法等による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 661 号）	1436
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の廃止（告示第 663 号）	1437

#### 公 告

○公売公告兼見積価格の修正（公告第 660 号）	1437
○開発行為に関する工事の完了（公告第 661 号）	1438
○開発行為に関する工事の完了（公告第 662 号）	1438
○開発行為に関する工事の完了（公告第 665 号）	1438
○開発行為に関する工事の完了（公告第 666 号）	1439

○指定病院の指定（公告第 667 号）…………… 1439

## 南 区

○住民票の職権消除（南区告示第 6 号）…………… 1439

## 消 防 局

○熊本市消防署の組織に関する規程の一部改正（消防局訓令第 11 号）…………… 1439

○熊本市防火対象物の消防用設備等の公表に関する規程の一部改正（消防局告示第 6 号）…………… 1439

## 人事委員会

○平成 27 年度熊本市職員採用選考試験案内（身体障がい者対象）  
（熊本市人事委員会公告第 24 号）…………… 1441

## 規 則

規 則 第 6 1 号

平成 2 7 年 9 月 1 6 日

熊本市営駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市営駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市営駐車場条例施行規則（昭和 4 7 年規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第62号

平成27年9月16日

熊本市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則

熊本市消防局の組織に関する規則（昭和39年規則第49号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項及び第6条第3項中「政策審議員」の次に「、審議員」を加える。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

## 規則第63号

平成27年9月25日

熊本市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則

熊本市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の施行に関する規則（平成18年規則第22号）の一部を次のように改正する。

附則第4項第1号中「平成27年9月30日」を「平成28年2月29日」に改め、同号ア中「避難指示解除準備区域」の次に「(平成27年4月1日前に指定が解除されたものを除く。)」を加え、同号イ中「特定避難勧奨地点(」を「原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による指示において設定された避難指示解除準備区域(平成27年4月1日前に指定が解除されたものに限る。)に該当したため、又は特定避難勧奨地点(」に改め、「者」の次に「(以下「旧避難指示解除準備区域等の被災支給決定障害者等」という。)のうち、政令第17条第2号又は第3号のいずれかに該当するもの」を加え、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「前号ウ」を「第1号ウ」に改め、同号を同項第3号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (2) 前号イに掲げる者以外の旧避難指示解除準備区域等の被災支給決定障害者等  
平成27年9月30日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規則第64号

平成27年9月25日

熊本市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

熊本市児童福祉法施行細則（平成22年規則第74号）の一部を次のように改正する。

附則第5項第1号中「平成27年9月30日」を「平成28年2月29日」に改め、同号ア中「避難指示解除準備区域」の次に「(平成27年4月1日前に指定が解除されたものを除く。)」を加え、同号イ中「特定避難勧奨地点(」を「原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による指示において設定された避難指示解除準備区域(平成27年4月1日前に指定が解除されたものに限る。)に該当したため、又は特定避難勧奨地点(」に改め、「者」の次に「(以下「旧避難指示解除準備区域等の被災施設給付決定保護者」という。)のうち、政令第24条第2号若しくは第3号ロ又は第27条の2第2号のいずれかに該当するもの」を加え、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「前号ウ」を「第1号ウ」に改め、同号を同項第3号とし、同号の前に次の1号を加える。

(2) 前号イに掲げる者以外の旧避難指示解除準備区域等の被災施設給付決定保護者 平成27年9月30日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第65号

平成27年9月29日

熊本市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市会計規則の一部を改正する規則

熊本市会計規則（昭和39年規則第29号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「とあわせて」を「及び」に、「提出しなければならない」を「提出する方法又は会計管理者が別に定める方法により申し出なければならない」に改める。

第80条第1項中「第16条」を「第16条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

規 則 第 66 号

平成 27 年 9 月 29 日

市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

市税に関する文書の様式を定める規則（平成 6 年規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

様式第 35 号中「厚生・国民年金受給」の次に「申請」を加え、

「

- 共済年金関係
- 奨学金受給申請

」

を

「

- 奨学金受給申請

」

に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の市税に関する文書の様式を定める規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができるものとする。

**訓 令**

訓 令 第 21 号

平成 27 年 9 月 29 日

熊本市公印に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市公印に関する訓令の一部を改正する訓令

第 1 条 熊本市公印に関する訓令（昭和 30 年訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表(2) 専用公印の表印影印刷専用市長印の項の次に次のように加える。

印影印刷 専用市長 印(住民基 本台帳カ ード及び 通知カー ド用)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">熊 本 市 長</div>	隷書	縦4横10	1	市長名をもって する印刷物又は 電子計算機によ る文書	総務厚生 課長
--	---	----	-------	---	--------------------------------------	------------

別表(2) 専用公印の表印影印刷専用共通区長印の項の次に次のように加える。

印影印刷 専用共通 区長印(在 留カード 及び特別 永住者証 明書用)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">熊 本 市 区 長</div>	隷書	縦4横15	1	区長名をもって する印刷物又は 電子計算機によ る文書	総務厚生 課長
---	---	----	-------	---	--------------------------------------	------------

別表(2) 専用公印の表住民基本台帳カード専用市印の項中

「熊 本 市」を「熊 本 市 長」に、「横 8」を「横 10」に、「40」を「20」に、「住民基本台帳カード記載事項」を「住民基本台帳カード及び通知カードの記載事項」に、「各 2」を「各 1」に改め、同項を「住民基本台帳カード及び通知カード専用市長印」の項とし、同項の次に次のように加える。

在留カード及び特別永住者証明書専用区長印	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">熊 本 市 区 長</span>	楷書	縦4横15	20	在留カード及び特別永住者証明書の記載事項の変更内容の証	各区役所 区民課長 (各1) 各区役所 の出張所 の長 (各 1)
----------------------	---	----	-------	----	-----------------------------	---

第 2 条 熊本市公印に関する訓令の一部を次のように改正する。

別表(2)専用公印の表中「及び通知カード」を「、通知カード及び個人番号カード」に改める。

附 則

この訓令中第 1 条の規定は平成 27 年 10 月 5 日から、第 2 条の規定は平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

**告 示**

告示第647号

平成27年9月16日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和60年条例第31号）第12条及び第13条第2項及び第16条第1項の規定に基づき、放置自転車を移動及び保管したので、同条例第14条第1項及び第16条第2項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大西一史

## 1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

## (1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

ア	平成27年8月20日	南区八分字町2336
イ	平成27年8月21日	銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、辛島エリア、水道町エリア、東区長嶺南一丁目1、並木坂エリア
ウ	平成27年8月24日	銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア、水道町エリア
エ	平成27年8月26日	手取エリア、中央区新屋敷三丁目3、並木坂エリア
オ	平成27年8月28日	健軍ピアクレス、健軍駐輪場、健軍変電所前駐輪場、新水前寺駅西高架下駐輪場
カ	平成27年8月31日	銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、辛島エリア
キ	平成27年9月1日	上通自転車駐輪場、新市街エリア、辛島エリア
ク	平成27年9月2日	銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア
ケ	平成27年9月3日	中央区新大江一丁目9
コ	平成27年9月4日	銀座通りエリア、市庁舎南側駐輪場、市庁舎北側駐輪場、市役所地下駐輪場、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、西区上熊本二丁目18、南区田迎五丁目8
サ	平成27年9月7日	手取エリア、新市街エリア、水道町エリア
シ	平成27年9月8日	手取エリア、辛島エリア、西区二本木四丁目17、西区二本木四丁目18、中央区京町二丁目6、南区御幸笛田二丁目20、南区川尻四丁目6
ス	平成27年9月9日	中央区大江五丁目12、南区富合町小岩瀬473、南区富合町清藤196、南区富合町清藤30-1
セ	平成27年9月10日	銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、辛島エリア、水道町エリア、北区植木町一木670、北区武蔵ヶ丘二丁目1
ソ	平成27年9月11日	熊本駅駐輪場、中央区手取本町1-1市庁舎正面

## (2) 保管の場所 平成自転車保管所

## (3) 保管の期間 平成27年12月16日まで

## 2 移動・保管台数

自転車 191台

## 3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前10時から午後4時30分まで

日曜日、祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までは返還事務を行わない。

## 4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

## 5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成自転車保管所（電話 096-364-3910）  
熊本市中央区平成二丁目235番（平成跨線橋下）

告示第648号

平成27年9月17日

平成27年度国民健康保険料納付通知書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明で書類を送達することができないため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり告示する。

なお、当該書類は熊本市健康福祉子ども局国保年金課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大西一史

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

20名

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成27年9月30日

告示第649号

平成27年9月17日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西一史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区間	旧新の別	敷地の幅員(m)	延長(m)
1-405	細工町5丁目慶徳堀町第1号線	中央区慶徳堀町500番7地先から 中央区慶徳堀町500番7地先まで	旧	0~0	0
		中央区慶徳堀町500番7地先から 中央区慶徳堀町500番7地先まで	新	6.0~6.0	10.0

告示第650号

平成27年9月17日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西一史

整理番号	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区間	
1-405	細工町5丁目 慶徳堀町 第1号線	中央区慶徳堀町500番7地先から 中央区慶徳堀町500番7地先まで	平成27年9月17日

告示第652号

平成27年9月18日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定による届出がされたので、同法第7

8 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
43601 90724	ホスピタリティ・ワン熊本市訪問看護ステーション 熊本市南区近見七丁目13番31号 グランフォーレ近道 2-1 01号室	株式会社ホスピタリティ・ワン 東京都港区海岸 2-1-18 高丸ビル6階 代表取締役 高丸 慶	平成27年 8月1日	訪問看護 介護予防訪問看護

告 示 第 6 5 3 号

平成 27 年 9 月 25 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	変更年月日	変更事由
御幸病院ケアプランセンター 熊本市南区御幸笛田 6-7-40 医療法人 博光会 理事長 富島 三貴	平成 27 年 5 月 1 日	名称変更 所在地変更
訪問看護ステーション のぞみ 熊本市西区河内町船津 892 医療法人財団 聖十字会 理事長 桑野 信彦	平成 27 年 5 月 30 日	その他変更
聖ヶ塔病院 熊本市西区河内町船津 897 医療法人財団 聖十字会 理事長 桑野 信彦	平成 27 年 5 月 30 日	その他変更
訪問介護事業所 さくら苑 熊本市南区城南町坂野 81 番 7 株式会社 リニエルサプライ 代表取締役 中村 正章	平成 27 年 6 月 1 日	所在地変更
三気堂薬局 龍田店 熊本市北区龍田八丁目 15-68 有限会社 MET 代表取締役 川端 咲子	平成 27 年 9 月 7 日	所在地変更
株式会社ほうむ ほうむ日向崎 熊本市西区島崎六丁目 9-5 デイサービス ほうむ日向崎 代表取締役 武田 弘明	平成 27 年 9 月 1 日	所在地変更

告 示 第 6 5 4 号

平成 27 年 9 月 25 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
けあら一す榎指定訪問介護事業所 熊本市東区榎町15番191号 株式会社 セラム 代表取締役 玉置 正樹	平成27年8月31日
けあら一す榎指定通所介護事業所 熊本市東区榎町15番191号 株式会社 セラム 代表取締役 玉置 正樹	平成27年9月30日

## 告 示 第 6 5 5 号

平成 27 年 9 月 2 5 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を指定したので、生活保護法第 55 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	事業の種類	指定年月日
臣歯科診療所 熊本市中央区大江4-19-20 平島 将臣	居宅療養管理指導・介護 予防居宅療養管理指導	平成27年8月20日
カトレア薬局 熊本市西区花園一丁目20番63号 株式会社 ファーマダイワ 代表取締役 岡山 善郎	居宅療養管理指導	平成27年8月27日
花みずき薬局 熊本市中央区新町1-8-13 株式会社 しんまち薬局 代表取締役 十時 義七郎	居宅療養管理指導	平成27年8月27日
熊本夜間訪問介護センター 熊本市南区田迎三丁目6-25 有限会社 千広 代表取締役 廣瀬 修	夜間対応型訪問介護	平成27年9月1日
訪問介護事業所 レイフル 熊本市南区田迎三丁目6-25 有限会社 千広 代表取締役 廣瀬 修	訪問介護	平成27年9月1日
居宅介護支援事業所 レイフル 熊本市中央区八王寺町52-1 有限会社 千広 代表取締役 廣瀬 修	居宅療養管理指導	平成27年9月1日
レインボー薬局 熊本市北区山室6-9-1 株式会社 ファーマダイワ 代表取締役 岡山 善郎	居宅療養管理指導・介護 予防居宅療養管理指導	平成27年9月8日
くじら薬局 熊本市南区奥古閑町字手永開4395番5 株式会社 ファーマダイワ 代表取締役 岡山 善郎	居宅療養管理指導・介護 予防居宅療養管理指導	平成27年9月8日
デイサービスかたらい 熊本市北区四方寄町1411番地9 医療法人 松実会 理事長 松崎 博充	認知症対応型通所介護・ 介護予防認知症対応型通 所介護	平成27年8月17日

デイサービスセンター せせらぎ 熊本市東区八反田三丁目 2 3 番 1 3 号 シルバーユニックス 株式会社 代表取締役 笠田 政輝	通所介護・介護予防通所 介護	平成 27 年 8 月 25 日
訪問介護事業所 いずみ 熊本市東区八反田三丁目 2 3 番 1 3 号 シルバーユニックス 株式会社 代表取締役 笠田 政輝	訪問介護・介護予防訪問 介護	平成 27 年 8 月 25 日
ライフパートナーすてっぷ 熊本市東区新生一丁目 3-20 株式会社 ステップ 代表取締役 今川 水也	通所介護・介護予防通所 介護	平成 27 年 9 月 1 日

告示 第 6 5 8 号

平成 27 年 9 月 28 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 並びに同法第 1 1 5 条の 1 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43501 80164	鶴翔苑 訪問リハビリテーション 熊本市東区保田窪本町 1 0 - 1 1 2	医療法人社団 鶴友会 熊本市東区保田窪本町 1 0 - 1 1 2 理事長 鶴田 克家	平成 27 年 1 0 月 1 日	訪問リハビリ テーション
43501 80164	鶴翔苑 訪問リハビリテーション 熊本市東区保田窪本町 1 0 - 1 1 2	医療法人社団 鶴友会 熊本市東区保田窪本町 1 0 - 1 1 2 理事長 鶴田 克家	平成 27 年 1 0 月 1 日	介護予防訪問 リハビリテー ション

告示 第 6 5 9 号

平成 27 年 9 月 28 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 2 6 年法律第 8 3 号。以下「整備法」という。）附則第 1 1 条又は第 1 4 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第 5 条の規定（整備法附則第 1 条第 3 号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 並びに同法第 1 1 5 条の 1 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43701 11595	訪問介護ステーション 博寿園 熊本市東区三郎二丁目2番131号	株式会社 ケアベース 熊本市中央区水前寺四丁目52番44号 代表取締役 濱田 文子	平成27年 10月1日	訪問介護
43701 11595	訪問介護ステーション 博寿園 熊本市東区三郎二丁目2番131号	株式会社 ケアベース 熊本市中央区水前寺四丁目52番44号 代表取締役 濱田 文子	平成27年 10月1日	介護予防 訪問介護

## 告示第 660 号

平成 27 年 9 月 28 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 大西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43701 11603	マーメイドドリームス 熊本市北区鶴羽田2-10-21	一般社団法人 マーメイドドリームス 熊本市西区二本木3-11-18 代表理事 榎本 まち子	平成27年 10月1日	訪問介護
43701 11603	マーメイドドリームス 熊本市北区鶴羽田2-10-21	一般社団法人 マーメイドドリームス 熊本市西区二本木3-11-18 代表理事 榎本 まち子	平成27年 10月1日	介護予防訪問 介護

## 告示第 661 号

平成 27 年 9 月 28 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 大西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43701 11611	くろみヘルパーステーション 熊本市東区渡鹿八丁目1-69	くろみ福祉株式会社 熊本市東区渡鹿八丁目1-70 代表取締役 薙野 英児	平成27年 10月1日	訪問介護
43701 11611	くろみヘルパーステーション 熊本市東区渡鹿八丁目1-69	くろみ福祉株式会社 熊本市東区渡鹿八丁目1-70 代表取締役 薙野 英児	平成27年 10月1日	介護予防訪問 介護

告示第 663 号

平成 27 年 9 月 30 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定による届出がされたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
43701 03246	訪問介護ステーション 博寿園 熊本市東区三郎二丁目 2 番 13 1 号	医療社団法人大浦会 熊本市東区三郎一丁目 12 番 2 5 号 理事長 小山 敬子	平成 27 年 9 月 30 日	訪問介護 介護予防訪問 介護

## 公 告

公告第 660 号

平成 27 年 9 月 16 日

平成 27 年 8 月 14 日付け公告第 598 号で公告した「公売公告兼見積価額公告」について、一部公売財産の公売中止に伴い、次のとおり、修正があるので公告する。

熊本市長 大西 一史

## 1. 公売財産の種類不動産のうち

「 売却区分番号 2

(土地の表示)

所在 熊本市北区大窪四丁目

地番 875 番 132

地目 山林

地積 1323.00㎡ 」

を抹消する。

## 6. 見積価額及び公売保証金のうち

「 売却区分番号 2

見積価額 24,000,000円

公売保証金 2,400,000円 」

を抹消する。

## 公告第661号

平成27年9月16日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西一史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市東区戸島四丁目3808番1  
391.22平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
登載省略

## 公告第662号

平成27年9月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西一史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市北区西梶尾町字老町畑468番1の一部、469番1の一部、470番1の一部、470番6、470番7の一部  
1,856.85平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市北区西梶尾町451番地1  
有限会社 西嶋ビル  
代表取締役 木村ユカリ

## 公告第665号

平成27年9月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西一史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市南区合志四丁目823番1、824番  
1,677.64平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市南区白藤五丁目1番1号  
医療法人社団 松下会  
理事長 松下 和孝

## 公告第666号

平成27年9月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西一史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市東区画図町大字重富字餅溝546番及び水路の一部  
1,263.25平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市東区上南部二丁目 1 番 1 0 0 号  
株式会社 ハピネス  
代表取締役 中園 千加江

公告第 6 6 7 号

平成 2 7 年 9 月 1 8 日

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号)第 1 9 条の 8 の規定により、指定病院として次のとおり指定する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 病院の名称  
医療法人明和会 くまもと悠心病院
- 2 病院の所在地  
熊本市東区小山町 1 8 0 8 - 2
- 3 指定期間  
平成 2 7 年 9 月 1 8 日から平成 2 9 年 2 月 2 8 日まで

## 南 区

南区告示第 6 号

平成 2 7 年 9 月 1 7 日

住民基本台帳法(昭和 4 2 年法律第 8 1 号)第 8 条、住民基本台帳法施行令(昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号)第 8 条及び第 1 2 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 2 7 年 8 月 2 6 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市南区長 田 畑 公 人

以下、登載省略

## 消 防 局

消防局訓令第 1 1 号

平成 2 7 年 9 月 1 8 日

熊本市消防署の組織に関する規程の一部を次のように改正する。

熊本市消防局長 西 山 博 之

熊本市消防署の組織に関する規程(昭和 5 4 年消防局訓令第 7 号)の一部を次のように改正する。  
別表第 1 熊本市中央消防署北部出張所の項中「熊本市北区下硯川町 4 6 8 番地 1」を「熊本市北区四方寄町 5 1 4 番地 1」に改める。

附 則

この訓令は、平成 2 7 年 9 月 2 4 日から施行する。

消防告示第 6 号

平成 2 7 年 9 月 2 9 日

熊本市防火対象物の消防用設備等の公表に関する規程の一部を次のように改正する。

熊本市消防局長 西 山 博 之

熊本市防火対象物の消防用設備等の公表に関する規程(平成 2 7 年消防局告示第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 6 号中「公表通知書を配達証明又は内容証明の取扱いにより送付」を「別に定める方法に

より交付」に改める。

第 7 条第 2 項中「別に定める方法で」を「別に定める方法により」に改める。

第 9 条第 3 項中「確認した場合は、」の次に「速やかに」を加え、同条第 4 項中「公表している情報」を「当該公表している情報」に改める。

別表防火対象物の用途の項を削る。

別記様式第 2 号中「検査員」を「検査員 印」に、

「

立入検査に 関する事項	立入検査実施日	立入検査結果通知書 交付予定日	前回の立入検査日

」

を

「

立入検査に 関する事項	立入検査実施日	立入検査結果通知書 交付日	前回の立入検査日

」

に改める。

別記様式第 3 号中

「 年 月 日」

を

「 発第 号

年 月 日」に、

「

公表に関する 事項	公表通知書交付日	公表予定日

」

を

「

公表に関する 事項	公表通知書交付予定日	公表予定日

」

に改める。

別記様式第 4 号中

「 第 号

年 月 日」

を

「 発第 号

年 月 日」に、

「(2) 消防本部での閲覧」を「(2) 消防本部における書類の備置き」に、「(3) 前 1 の防火対象物が  
存する区域を管轄する消防署での閲覧」を「(3) 前 1 の防火対象物の所在地を管轄する消防署におけ

る書類の備置き」に改め、「3 既に公表している場合は、当該違反事実の情報を削除します。」を削る。

別記様式第 6 中「別記様式第 6」を「別記様式第 6 号」に改め、同様式中

「 年 月 日」

を

「 発第 号

年 月 日」に改める。

附 則

この告示は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

## 人 事 委 員 会

熊本市人事委員会公告第 24 号

平成 27 年 9 月 16 日

平成 27 年度熊本市職員採用選考試験案内（身体障がい者対象）について、次のとおり公告する。

熊本市人事委員会 委員長 森 山 義 文

- 1 試験名称 平成 27 年度熊本市職員採用選考試験（身体障がい者対象）
- 2 申込期間 平成 27 年 9 月 16 日（水）から平成 27 年 9 月 30 日（水）まで  
インターネットによる申込は平成 27 年 9 月 16 日（水）から平成 27 年 9 月 29 日（火）まで  
※再募集によるもの
- 3 職種 学校事務職（県費負担）  
採用予定者数 1 人程度
- 4 試験案内配布場所
  - (1) 熊本市役所本庁舎（1 階総合案内）
  - (2) 熊本市人事委員会事務局〔市役所別館（自転車駐車場）横住友生命熊本ビル 9 階〕
  - (3) 熊本市各区役所
  - (4) 熊本市各総合出張所
  - (5) 熊本市各出張所
  - (6) 熊本市時間外証明窓口（中央区役所内）
  - (7) 市民サービスコーナー（くまもと森都心プラザ内）※ 熊本市ホームページにも試験案内を掲載します。